

令和 2 年度第 2 回交野市国民健康保険運営協議会 会議概要

1. 開催期間 令和 3 年 2 月 10 日（水）～2 月 15 日（月）

2. 議題 【諮問案件】

- （1）令和 3 年度国民健康保険医療分の保険料率について
- （2）令和 3 年度国民健康保険支援金分の保険料率について
- （3）令和 3 年度国民健康保険介護分の保険料率について
- （4）令和 3 年度国民健康保険料賦課限度額について
- （5）国民健康保険料の減免について

【報告案件】

- （1）令和 3 年度国民健康保険特別会計予算案について
- （2）保険料減免制度の主な要件ごとの利用状況について
- （3）新型コロナウイルスに感染した被用者等に係る傷病手当金
申請状況
- （4）マイナンバーカードの健康保険証利用について
- （5）平成 30 年度及び令和 2 年度税制改正に伴う国民健康保険制度の
見直しについて

3. 運営方法 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催。

4. 出席委員（回答） 13 名（順不同）

- ・公益代表委員：山口 幸三、古賀 よし枝、青山 雅弘、山下 善子
- ・被保険者代表委員：奥西 平、西川 登志雄、宮本 芳昭、梅本 雅明
- ・保険医・保険薬剤師代表委員：波戸 良光、小菓 裕成、奥田 忠嗣、羽尻 昌功
- ・被用者保険等保険者代表：長井 輝臣

5. 諮問案件の回答状況と結果について

●回答状況

（1）令和 3 年度国民健康保険医療分の保険料率について

承認 12 人・ 不承認 1 人

不承認の理由 （一部抜粋）

- ・被保険者が支払う義務があるのは、国民健康保険料だけでなく、さらに介護保険料、市民税・府民税、固定資産税・都市計画税、所得税などありますが、その中でも国民健康保険料が断トツに高額で最も負担が大きいのが現実で

す。そこで、提案ですが、標準的なモデル世帯が一定限度の快適な生活を営むために、上記のような各種の負担金のあり方をシュミレーションし、その中で国民健康保険料率の上限を設ける必要があると考えます。

1 市町村で対応できる問題ではないと思いますし、日本の国としてこれからのバランスをどうとっていくのかという検討・方向づけがあつて初めて可能なことかもしれません。

非常に難しい課題であることは十分理解しているつもりですが、毎年保険料だけが確実に増加する状態がこの先も続いていくことを考えると、一被保険者として「保険料のアップはもうこのあたりでやめてほしい！」との切実な声を発せざるを得ない状況まできていることをお伝えし、少しでも良い方向に向かうよう努力をお願いするしかありません。

- | | |
|------------------------------|---------|
| (2) 令和3年度国民健康保険支援金分の保険料率について | 承認 13 人 |
| (3) 令和3年度国民健康保険介護分の保険料率について | 承認 13 人 |
| (4) 令和3年度国民健康保険料賦課限度額について | 承認 13 人 |
| (5) 国民健康保険料の減免について | 承認 13 人 |

●議事結果

交野市国民健康保険運営協議会規則第8条の規定により、すべての諮問案件について承認

●諮問案件についての質問

諮問案件(1)～(3)の保険料率について

- ・**資料2** 保険料率についての中の大阪府が示す交野市の令和3年度収納率とあるが、実際の収納率はどれくらいか。また、インセンティブとしてどれくらい入るのか。

・収納率	95.86%
・インセンティブとしての財源	
府支出金 特別交付金 保険者努力支援分	約 1,460,000 円
府繰入金 (2号分)	約 3,570,000 円
(最新：令和元年度実績)	

諮問案件(4) 令和3年度国民健康保険料賦課限度額について

- ・賦課限度額 99万円になる世帯の所得額はどれくらいか。

世帯状況により賦課限度額は、違います。

(参考) 1人加入の場合：所得額 6,926,900 円

6. 報告案件に対する意見等について

報告案件（1）令和3年度国民健康保険特別会計予算案について

質問・「歳出」の一般療養給付費が前年度より減っているのは「被保険者数の減少要因とありますが、コロナによる受診抑制の影響は関係ないですか？1人当たりの給付費は昨年（資料）より減少しているようですが。

・令和2年度の一般療養給付費の決算見込額は、特に4月5月コロナの影響をうけ、通常より減少する見込みですが、令和3年度の予算計上に関してはコロナの影響を反映させず、令和元年度の決算額を基準に横ばいしました。

・「年間1人あたりの療養給付費」の内容が、昨年と本年と違いがあります。昨年は費用額（10割負担）、今年は保険者負担分（8割又は7割）を計上しております。（報告資料別紙1-2 歳出（案））

報告案件（3）新型コロナウイルスに感染した被用者等に係る傷病手当金申請状況

意見・傷病手当のことを令和3年1月6日付の市のホームページで知りましたが、パソコンを利用しない市民への情報提供はどうしていますか？必要な人に確実に情報が届くよう、配慮をお願いします。

・令和2年7月号広報に掲載

※10件ぐらい相談はありましたが、対象要件に該当しませんでした。

・折を見て、広報等で周知してまいります。

報告案件（4）マイナンバーカードの健康保険証利用について

質問・交野市の医療機関等におけるオンライン資格確認システム導入状況が分かればお教え下さい。（別の機会でも結構です）

本市においても、現段階での医療機関等の導入状況は把握できていません。社会保険診療報酬支払基金HPより確認する予定です。

意見・マイナンバーカードと保険証のひも付けルールが明確でない。

・健康保険証として利用できることをPRするのであれば、せめて医療機関や薬局の過半数がカードリーダーを設置してからにすべき。まずは医療機関等に早期導入を義務付けるのが先決ではないでしょうか。

※ご意見やご質問が複数ありましたので、別紙「補足説明」を作成しました。

会議録署名

会 長

会議録署名委員

委 員

委 員

マイナンバーカードの保険証利用について（補足説明）

・マイナンバーカードの保険証利用について、ご意見やご質問が複数あり、補足いたします。

・令和3年3月上旬からプレ運用を行い、下旬から本格的にマイナンバーカードが健康保険証として順次利用できる予定です。（健康保険証は今までもおり、使用できます。）

・マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、マイナポータルから事前登録（健康保険証利用の申込み）が必要です（原則、生涯1回のみ）。

※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの「電子証明書」を使うため、
マイナンバー（12桁の数字）は使われません。

・保険証として利用できる医療機関とできない医療機関が混在するため、医療機関での混乱を防止する観点から、令和3年3月から来庁者にリーフレット配布、医療保険課窓口に配架するとともに、健康保険証持参の周知を行います。

【マイナンバーカード利用に関しての留意点】を添付。

健康保険証としての利用は、令和3年3月からプレ運用を行い、下旬から順次利用できる予定です。（2月時点でマイナンバーカードを健康保険証として利用することのできる顔認証付カードリーダーを申請している医療機関・薬局は全国で3割程度です。）

事前にマイナポータルで健康保険証として利用するための登録を行った場合も、**健康保険証は今まで通り持参してください。**

マイナンバーカードが健康保険証として利用できる医療機関等の一覧は、“厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページ”で掲載予定です。

・厚労省は、令和5年3月末までに、概ね全ての医療機関・薬局での導入を目指しています。

医療機関・薬局におけるオンライン資格確認システムの導入準備状況

＜顔認証付きカードリーダー申込数＞※ 8/7 から申込受付を開始

○令和2年10月11日時点

33,179 施設（14.5%）／ 228,319 施設

【内訳】

病院	965	／	8,287 施設	11.6%
医科診療所	8,051	／	89,171 施設	9.0%
歯科診療所	9,638	／	71,026 施設	13.6%
薬局	14,525	／	59,835 施設	24.3%

○令和3年2月7日時点

65,140 施設（28.5%）／ 228,276 施設

【内訳】

病院	3,150	／	8,284 施設	38.0%
医科診療所	18,752	／	89,113 施設	21.0%
歯科診療所	16,531	／	70,937 施設	23.3%
薬局	26,707	／	59,942 施設	44.6%

マイナンバーカードの健康保険証の利用登録開始 Q&A (国のQAを一部抜粋)

Q 1-1. マイナンバーカードを持っていればすぐに健康保険証として利用できるのでしょうか。

A. マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、予めマイナポータル上で事前に「健康保険証としての利用申し込み」の登録をすることが必要です。マイナポータルにアクセスするためには、「マイナポータル」と検索してください。

Q 1-2. 全ての医療機関・薬局で使えるようになりますか。

A. マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、医療機関・薬局のシステム整備を支援しており、「令和5年3月末には概ね全ての医療機関等での導入を目指す」こととしています。

Q 1-3. 保険者が変わった場合（保険者を異動した場合）の手続きは必要ですか。

A. 従来通り保険者への異動届等の手続きは必要ですが、マイナンバーカードであれば、保険者での手続きが完了次第、新しい保険証の発行を待たずに受診することができます。

Q 1-4. マイナンバーカードを持参すれば、健康保険証がなくても医療機関等を受診できますか。

A. 顔認証付カードリーダーが設置されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを持参すれば健康保険証がなくても利用できます。

導入されていない医療機関・薬局では、引き続き健康保険証が必要です。

Q 1-5. マイナンバーカードを健康保険証として利用できる（顔認証付カードリーダーを設置）医療機関・薬局は、どうすれば知ることができますか。

A. マイナンバーカードが健康保険証として使える（顔認証付カードリーダーを設置）医療機関・薬局の一覧は、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで掲載予定です。また、当該医療機関・薬局においても、マイナンバーカードが健康保険証として使えることがわかるよう、ステッカー等を院内等に掲示して頂く予定です。

各保険者におけるオンライン資格確認システム導入準備状況

・マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前登録（保険証利用申込）が必要なこと周知。

- ・令和２年度健康保険証一斉更新時に、リーフレット同封

「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります」

- ・令和２年１２月から交野市ホームページ掲載
- ・令和３年２月号広報掲載
- ・令和３年３月から来庁者にリーフレット配布、医療保険課窓口に配架

【マイナンバーカード利用についての留意点】を添付。

- ・オンライン資格確認システムの整備・改修。

システム運用テストを実施。

- ・令和３年３月から新規発行の保険証について、個人を識別する２桁の番号を追加、発行済の保険証は、２桁の番号がなくても使用可能。

（保険証の一斉更新時に、全被保険者に対応）